

昭和24年7月11日制定
昭和57年7月30日改定
昭和63年7月22日改定
平成3年6月27日改定
平成6年6月29日改定
平成12年6月29日改定
平成14年6月27日改定
平成15年6月27日改定
平成16年6月29日改定
平成18年6月29日改定
平成21年6月26日改定
平成27年6月26日改定
平成28年6月29日改定
平成29年10月1日改定
2022年6月29日改定
2024年6月27日改定

定款

株式会社日本ピグメントホールディングス

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は株式会社日本ピグメントホールディングスと称し、英文では Nippon Pigment Holdings Company Limitedと表示する。

(目的)

第2条 当会社は次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。

- (1) 各種樹脂、ゴム、繊維等の着色剤の製造および販売
 - (2) 各種樹脂の加工および販売
 - (3) 各種着色剤の製造および販売
 - (4) 各種インキ、塗料とそれら関連材料の製造および販売
 - (5) 各種樹脂、工業薬品および化学薬品の製造および販売
 - (6) 樹脂用加工機械およびその付属品の販売
 - (7) コンピューターソフトウェアの作成、販売
 - (8) 食料品、衣料品、木材、日用品雑貨の輸出入および販売
 - (9) 不動産関連事業
 - (10) 労働者派遣事業
 - (11) 前記各号に付帯する一切の業務
2. 当会社は、前項各号およびこれに附帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査等委員会
- (3)会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、300万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 第9条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に対して請求することができる。ただし、当会社が当該請求により売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。

2. 売渡し請求をすることができる期間、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は毎年6月中にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合に隨時これを招集する。

(開催場所)

第13条 当会社は、東京都区内で株主総会を開催する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。

2. 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を使用することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を使用することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を使用することができる。

2. 株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 前項の規定による取締役の選任は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と、監査等委員である取締役とを区別して、選任する。
3. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
4. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査等委員である取締役については、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段定めがある場合を除き、取締役の中から取締役会の決議により選定された者がこれを招集し、議長となる。

2. 前項にて選定された者に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会決議をもって同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とを区別して株主総会の決議によって定めるものとする。

(取締役の責任限定契約)

第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内とする。

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第33条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(配当金の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。